


所管部課	総務部 防災安全課	部長	広沢 光政	
件名	平成28年度東大和市高齢者世帯への簡易消火具啓発事業実施要綱について			
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関	福祉部 高齢介護課		
<p>1. 要旨</p> <p>身体等の不自由な高齢者が、自身で容易に初期消火をすることができる簡易消火具の周知を図るため、単年度要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 事業内容 希望する対象者へエアゾール式簡易消火器具を配布する。</p> <p>(2) 支給対象者 市内在住の65歳以上で介護保険被保険者であり要介護1以上の認定を受け、かつ在宅で生活する65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の者とする。</p> <p>(3) 支給限度 1世帯あたり1回で1本の配布とする。180世帯を予定。(先着順とし、なくなり次第終了)</p> <p>(4) 実施期間 平成28年11月15日(火)から平成29年3月31日(金)までとする。</p> <p>(5) 影響及び効果 簡易消火具の周知と啓発が図れる。</p>				
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成27年度実施の同事業において配付した残りを申請要件を緩和し再度配付するものである。</p>				
<p>3. 留意事項(問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。